

令和元年度高知県分娩待機施設確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県分娩待機施設確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、妊婦が分娩施設により近い場所で分娩待機等が行えるよう常時居室を提供することができる態勢を支援するために、高知県・高知市病院企業団（以下「補助事業者」という。）が行う分娩待機施設確保事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 妊婦及びその家族に分娩待機等の目的で利用することができる居室を常時2室確保する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事業

(補助対象経費、補助額の範囲)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助額の範囲は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金額の20%以内の減額をいう。）は、この限りでない。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金及び補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、証拠書類とともに補助事業の完了の日（補

助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日(第6条第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、前項の実績報告書を作成し、関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い事情が存する場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第2項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第3号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(検査等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年6月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号、第7条、第8条第4項、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

| 補助対象経費 | 補 助 額 |
|---|-------------------------------|
| 施設管理委託費（報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、謝金及び旅費並びに需用費等） | 2室当たり、1,026,000円を限度として知事が認めた額 |
| 光熱水費 | |

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。